第３章　障がいのある人の自立及び社会参加のための支援

条例（たたき案）	中間とりまとめ	意見等	再検討(案)（意見に対する考え方(案)）
（教育） 第１９条 市は、可能な限り障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）が障がいのない幼児等と共に教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図るとともに、障がいのある幼児等に対して、個別の教育支援計画その他の方法により必要な配慮が把握されるための取組みを行うものとします。	**障がいのある人の自立及び社会参加のための支援** **（１）教育** ○　教育に関しては、「障がい者への理解を深めるため、教育の場において、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備する必要がある」、「障がい者への理解が不足している」、「教職員に対して、差別禁止の教育を行う」、「一律にすべての障がいのある方が暮らしやすいように整備するというのは相当難しい。そのため、個人に特化した合理的配慮については、例えば、教育であれば個別の教育支援計画という書類の中で、その個人に必要な配慮を明らかにする」などの様々な意見が出されました。	**◎必要な配慮の把握** （意見 53）教育支援計画を作成する際、学校側の意見が強く反映されることが考えられるため、きちんとした協議が必要。≪南区≫ （意見 54）ただ普通学級に入るだけではなく、その中では障がいの特性に合った必要な配慮が必要。≪中央区≫	（再検討(案)53）第１９条第３項に含まれていると考えています。 （再検討(案)54）第１９条第１項・第３項に含まれていると考えています。
２　市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、教育に携わる教職員の専門性の向上を図るものとします。		**◎障がいのある人とない人の交流** （意見 55）教育での啓蒙（障がいのある人とない人との交流）に期待。≪南区≫	（再検討(案)55）～（再検討(案)57）第１９条第１項に含まれていると考えています。
３　市が設置する学校は、障がいのある幼児等が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、それらの幼児等に対して、個別の教育支援計画その他の方法により必要な配慮を把握するものとします。	○　これらの意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。 ①　障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいのある人とない人が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図ること。 ②　障がいのある人とない人との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ること。 ③　教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること。 ④　「個別の教育支援計画」について、障がいのある生徒・児童を対象に策定し、個人に合った合理的配慮を把握するとともに、障がいの有無に関わらず共に学ぶ環境を整備すること。 ※　本市が設置する学校以外の学校が、条例の適用対象となるかは、現在調査中	（意見 56）教育の部分で、幼少期から子供たちが障がい者の実態を理解して、差別意識を持たないよう教育することが大事。≪西区≫ （意見 57）普通学級、特別支援学級に分けるのではなく、子供の時からいろいろな人と一緒に生活することが差別をなくす近道。教育の改革が必要。≪交換会以外≫ **◎教員への研修** （意見 58）学校の教員が障がいに対する理解を深める必要がある。≪中央区≫ （意見 59）教員に対する研修を行い、障がいへの理解・知識を深めてほしい。≪西区≫ （意見 60）教員に対する研修を実施して、質の向上に努めてほしい。≪西区≫ （意見 61）学校において、発達障がいの子どもが早期に発見されるよう、新潟市の教員に対して、きちんとした研修を行ってほしい。≪西区≫ （意見 62）地元の中学の支援学級にいたある子どもが、すごくいじめに遭ったり、学校の支援学級の先	（再検討(案)58）～（再検討(案)64）第１９条第２項に含まれていると考えています。

		生から、「私は専門じゃないから、特別支援学校に行きなさい」と言われ、地元外の支援学校に通うという事例があった。≪南区≫ （意見 63）このような意見交換会の場に、教員を強制的に出させる仕組みが必要。≪中央区≫ （意見 64）学校の先生が、障がいに対する理解を深める必要がある。≪団体≫	
（保育及び療育） 第２０条　市は、可能な限り障がいのある乳児及び幼児が障がいのない乳児及び幼児と共に保育を受けられるようにするため、保育の内容及び方法の充実を図るとともに、障がいのある乳児及び幼児に対して、個別の支援を行うための計画その他の方法により必要な配慮を把握する取組みを行うものとします。 ２　市は、本市及び本市が認可する保育所職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、本市及び本市が認可する保育所職員の専門性の向上を図り、障がいのある乳児及び幼児の早期発見を行うものとします。 ３　本市及び本市が認可する保育所は、障がいのある乳児及び幼児が、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画その他の方法により必要な配慮を把握するものとします。 ４　市は、障がいのある乳児及び幼児が、可能な限りその身近な場所において保育、療育その他これらに関連する支援を受けられる仕組みを構築するものとします。	**（２）保育・療育** ○　保育・療育に関しては、「障がいのある子どもを早期に発見・支援する体制を作っていく必要がある」との意見が出されました。 ○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。 ・障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携し、家庭や本人の状況について確認・把握した上で、適切な支援につながる仕組みを構築すること。	（意見 65）障がいのある子どもとない子どもが一緒に生活し互いが理解する保育園になるとい良い。≪南区≫ （意見 66）健診から療育につなげていく仕組みが必要。健診に行かない子どもに対しては、保育所に入るときや学校に行くときなどに、きちんと対応する仕組みが必要。≪南区≫ （意見 67）保育・療育のところの「障がいのある子どもに対し、保育や療育を行う場合、関係機関（保健所、児童相談所、保育所など）と連携する」とあるが連携されていない。行政や施設関係者等が一体となって取組む必要がある。≪団体≫ （意見 68）保育・療育にある連携は、実態のあるものにして欲しい。≪交換会以外≫ （意見 69）「市として適切な保育や療育を受ける場の拡大に向けて努力をする」という規定を条例に盛り込んでいただきたい。≪団体≫	（再検討(案)65）第２０条第１項に含まれていると考えています。 （再検討(案)66）～（再検討(案)69）第２０条第４項に含まれていると考えています。
（就労支援） 第２１条 市は、障がいのある人が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人が必要とする就労に係る相談及び支援を行うものとします。 ２　市は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援セ	**（３）就労支援** ○　障がいのある人の就労に関しては、「事業者側には、障がい者ができる仕事を見出すこと（仕事内容を細分化し、切り分ける）に取り掛かってほしい」、「ハローワークや合同面接会を利用するとマッチングもしやすく、そこで紹介されている企業も理解	（意見 70）車いすでもいろんな障がい者がいることや、生まれつきの重い障がいの人でも、職場の合理的配慮があれば、働けることを理解して欲しいし、そのことを発表する場を設けて欲しい。≪江南区≫ （意見 71）就職相談に行った際、視覚障がい者の就	（再検討(案)70）（再検討(案)71）第２１条第１項に含まれていると考えています。

ンターその他の関係機関と連携し、事業者に対して障がいのある人の就労に関する制度の周知を図るものとします。	があるところが多いが、当事者はその情報も不足しているかもしれない。積極的な情報提供・発信が必要である」、「事業者が使える制度もいくつかあるためそれをうまく活用してほしい。その周知も必要」など様々な意見が出されました。 ○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。 ①　市は、障がいのある人が就労することにより自立した生活を送ることが出来るように、事業者、関係機関と連携し、障がいのある人が必要とする就労に係る相談や支援体制を整備すること。 ②　市は、関係機関と連携して、事業者に対して障がい者就労に関する制度の周知を図ること。 ③　市及び事業者は、障がいのある人の特性を理解し、障がいのある人が働ける機会を広げるとともに、就労が継続するように取り組むこと。	職先は、「鍼灸、マッサージ位しかない」という決め付けみたいなものが感じられて、だいぶショックを受けた。≪江南区≫	
3　市及び事業者は、障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければなりません。		（意見 72）官民一体となって、障がいのある人の就労率・雇用率を高めてほしい。≪南区≫	（再検討(案)72）第２１条第１項～第３項に含まれていると考えています。
		（意見 73）てんかんというだけで仕事に就けない。しかし、雇用者の理解があり、かつ車の運転や火の使用など危険な仕事を避ければ、仕事はできる。市側から雇用者に対して、精神障がい者に対する理解を深める啓発活動をしてもらいたい。≪団体≫	（再検討(案)73）（再検討(案)74）第２１条第３項に含まれていると考えています。
		（意見 74）企業側も、障がいについてしっかり学習して、障がい者雇用の促進に努めて欲しい。≪交換会以外≫	
		（意見 75）障がいのある人の社会参加については、一般的な就労という形でなくても、色んな形で社会と繋がることができる。就労しか記載がないのはおかしい。そういう意味でも、平成２７年度に条例を公布施行するのは止めて欲しい。≪西区≫	（再検討(案)75）条例の中で、全ての事項を規定するのは困難です。そのため、一般就労以外の事項（福祉的就労等）については、障がい者計画の中で検討します。
（建物等の管理等） 第２２条　市は、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の設計、整備に当たっては、利用する障がいのある人の意見を出来る限り聞き、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。	**（５）社会参加の機会の拡大** ○　建物・公共交通に関しては、下記の取組みが必要であると考えます。 ①　市が、道路や建物などの施設を整備や管理をする場合は、障がいのある人の障がい特性を理解して行うこと。また、設計や施工、建築確認をするときに、障がいのある人が使いやすいようになっているかどうかの配慮を行うこと。 ②　公共の建物を管理する事業者や公共交通機関は、障がいのある人が建物等を利用するときは、障がいのある人の障がい特性を理解して、手助けを行うなどの配慮を行うこと。	（意見 77）建物の設計をする時は、障がい者の方が設計に加わると良い。≪南区≫	（再検討(案)77）（再検討(案)78）意見を踏まえ、「意見を聞く」という文言を条例に盛込むこととします。 【理由】障がいのある人の意見を聞くことで、より障がい特性に配慮した施設整備を行うため。
		（意見 78）バリアフリー化した建物をつくる時や、このような条例を制定する時には、障がい当事者を何らかの形で参加させ、きちんと意見を聞いてほしい。≪西区≫	
2　市は、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の管理に当たっては、利用する障がいのある人の障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。		（意見 79）左下半身が使えないので、建物の整備の際には、両方に手すりを付けてほしい。≪北区≫ （意見 80）障がい者・高齢者に対応できるよう、南区の道路改修を進めていただきたい。≪南区≫	（再検討(案)79）～（再検討(案)83）第２２条第１項・第２項に含まれていると考えています。

３　不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障がいのある人がこれらを利用するときは、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。		（意見 81）旧白根の地域生活センターに障がい者用のトイレがない。≪南区≫ （意見 82）避難場所については、多種多様な障がい者に対応できるよう階段両方に手すりをつけていただきたい。≪東区≫ （意見 83）日本は、バリアフリーが非常に遅れているので、国際レベルのものが必要ではないか。≪北区≫	
（居住場所の確保） 第２３条　市は、障がいのある人（意思表示できない場合はその保護者）が選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障がいのある人の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な取組みを行うものとします。	**（６）居住場所の確保** ○　障がいのある人の住まいに関しては、下記の取組みが必要であると考えます。 ・市は、障がいのある人が自分の意思に反する施設入所等でなく、自ら選択した地域で生活できるよう、居住の場の確保、居住の継続のために必要な施策を行うこと。	（意見 84）「自ら選択」などの表現があるが、自らの意思で決定できない方もいるので、条例の書き方を配慮してほしい。≪北区≫ （意見 85）条例の中に、「居場所の確保」が盛り込まれているが、このことにより、グループホームの整備が進むことを期待する。≪北区≫ （意見 86）「居住場所の確保」で、グループホームの充実に努めてほしい。≪中央区≫	（再検討(案)84）意見を踏まえ、「自ら」を「障がいのある人（意思表示できない場合はその保護者）が」に置き換えることとします。 【理由】意思表示できない障がいのある人に対応するため。 （再検討(案)85）（再検討(案)86）個々のサービスの拡大については、障がい者計画の中で検討します。
（適切な説明等） 第２４条　市及び事業者は、その業務又は事業を行うに当たっては、障がいのある人及びその保護者に対して、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた適切な説明及び情報の提供を行うよう努めなければなりません。	**（７）適切な説明及び情報提供** ○　事例検討を行う中で、「差別事例を検討していると、差別というよりは明らかな相互の話し合い不足、理解不足、いわゆる誤解だという事例が多く見られる。合理的な根拠に基づき、合理的な説明を行うことが大事」、「きちんと本人が納得できる説明が必要」、「障がい者に対して、必要な情報がきちんと提供されること」など、障がいのある人が、十分な説明・情報提供を受けていないために差別感を感じているのではないかという意見が出されました。 ○　これらの意見を踏まえると、障がいのある人及びその家族が差別感を感じないようにするためには、市及び事業者が、障がいのある人及びその家族に対して適切な説明及び情報提供を行うことが重要です。	（意見 87）困っている時に、必要な情報を得ることが難しい状況がある。≪江南区≫ （意見 88）情報提供については、関係機関で情報を共有し、どこでも同じような形で提供できる仕組みを作ってほしい。≪西区≫ （意見 89）本日の意見交換会の資料は、知的障がいの方には理解が困難な資料となっている。今後は、知的障がいの方が分かりやすい資料（絵などを使うなど）も準備するべき。≪西蒲区≫ （意見 90）多種多様な障がい者がいる中で、その人たち全てに伝わるような情報伝達の仕組みを構築するのは難しいのではないか。≪東区≫	（再検討(案)87）～（再検討(案)89）第２４条に含まれていると考えています。 （再検討(案)90）多種多様な障がいのある人に対応できる情報伝達の仕組みの構築に努めます。
（情報及びコミュニケーション） 第２５条 市は、障がいのある人が自ら選択するコミ	**（４）情報・コミュニケーション** ○　情報・コミュニケーションについては、「災害時	（意見 76）聴覚障がい者として、地震や津波などの災害の際、情報入手の困難が予想され、心配である。	（再検討(案)76）第２５条第２項に含まれていると考えています。

ュニケーション手段を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、コミュニケーションに係る相談及び支援を行うものとします。 2　市は、災害発生時その他の緊急時に障がいのある人にその障がいの特性に応じた支援を行うとともに、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとします。 3　市及び事業者は、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供するとき、又は情報を受取るときは、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。	の情報保障が必要」、「緊急時の情報手段として、電話だけでなく、聴覚障がい者にメールも活用する」、「災害時の避難所には、障がい者が必ずいる認識のもと、合理的配慮が的確にできるよう、周到な準備をする」などの意見が出されました。 ○　このような意見を踏まえると、下記のような取組みが必要だと考えられます。 ①　市は、障がい者が自ら選択するコミュニケーション手段を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発や利用拡大の支援するとともに、コミュニケーションに係る相談や支援体制を整備すること。 ②　市は、災害時に障がいのある人と速やかに連絡が取れるようにするとともに、それぞれの障がいの特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行うこと。 ③　市及び事業者は、障がいのある人が地域で生活するために必要なサービス提供の際に、コミュニケーションが難しい障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。 ④　市及び事業者が情報の発信、受け取りを行うときは、意思疎通が困難な障がいのある人に対し、それぞれの障がいの特性を理解し、必要な配慮を行うこと。	≪東区≫	
（プライバシーへの配慮） 第２６条　市及び事業者が行う障がいのある人及びその保護者への支援は、そのプライバシーに配慮されたものでなければなりません。	**（８）プライバシーへの配慮** ○　障がいのある人の自立及び社会参加のための支援の取組みは、障がいのある人のプライバシーに配慮して行われることが重要です。	（意見 91）プライバシーを守ることは重要だが、一方で支援する側は、支援される側の障がいがどのような障がいかを把握していなければ、支援することは難しい。矛盾している側面があると思うが、どのような議論があったのか。≪西区≫	（再検討(案)91）サービスを提供するには、本人同意のうえ、一定の情報を得る必要があり、その情報を受ける側（市や事業者）について、その取扱に注意を促す規定となっています。
（その他） 第２７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。	**その他** ○　「地方公共団体が地域の実情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することは、当然に可能である（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Ｑ＆Ａ集）」との国の見解が示されていますが、法律の規定と同様のものを、改めて条例で規定するかどうかについては、検討する必要があります。		